

広島県告示第四百七十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、宅地建物取引業免許申請等の手数料徴収業務を次のとおり委託した。

令和六年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 (委 託 期 間)
名 称	住 所	
公益社団法人広島県宅地建物取引業協会	広島市中区昭和町二一番五号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)